

**「福島イノベーション・コースト構想企業立地コーディネート事業業務委託」
企画提案仕様書**

1 適用範囲

本仕様書は、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想機構が発注を予定している「福島イノベーション・コースト構想企業立地コーディネート事業業務委託」の企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、契約予定者が決定したうえで協議し、別途作成する。

2 業務の名称

「福島イノベーション・コースト構想企業立地コーディネート事業業務委託」

3 業務期間

契約締結日～令和6年3月8日（金）

4 業務場所

受託者事務所及び現地見学ツアー開催地とする。

5 業務概要

避難地域12市町村を含む浜通り地域等15市町村（以下15市町村）（※1）において、整備が進む産業団地等（※2）への企業立地を促進するため、各種広報活動を行うとともに、進出に関心のある企業経営者等を対象として、復興の状況などの実情を正しく理解していただき、優れた立地環境や優遇制度のPRを行うための現地見学ツアーを開催する。

（※1）15市町村	（※2）産業団地等
いわき市	いわき四倉中核工業団地
相馬市	相馬中核工業団地（東地区・西地区）
田村市	田村市産業団地
南相馬市	南相馬市復興工業団地、下太田工業団地、小高復興産業団地（フロンティアパーク）、飯崎産業団地
川俣町	川俣西部工業団地
広野町	広野駅東側産業団地、東町産業団地
楡葉町	竜田駅東側事業用地、楡葉北産業団地
富岡町	富岡産業団地
川内村	田ノ入工業団地
大熊町	大熊西工業団地、大熊中央産業拠点
双葉町	中野地区復興産業拠点
浪江町	浪江町南産業団地、浪江町棚塩産業団地、浪江町藤橋産業団地
葛尾村	葛尾村東部産業団地

新地町	駒ヶ嶺工業用地
飯舘村	飯舘村事業用地

〔 参考 ●福島イノベ機構HP：<https://www.fipo.or.jp/industrialestate>
 ●福島県企業立地ガイド：<http://www4.pref.fukushima.jp/investment/> 〕

6 業務の内容

次の(1)から(2)までに掲げる各業務を行う。

(1) 現地見学ツアー及び個別現地案内等

イ 参加者募集業務

- ・15市町村への進出に関心のある企業経営者等(役員及び投資計画に関与する立場の社員等を対象)に、現地見学ツアーの周知・案内・勧誘・受付業務を行う(企業・団体等の訪問及び訪問に係る連絡調整等の業務を含む)。
- ・特に、製造業事業者に向けたPRに注力し、参加者の確保に努めること。
- ・本事業を他のツアー参加事業者に対する自身の営業活動の場として利活用しようとする事業者は発注者と協議し参加させないこととする。
- ・なお、参加者の募集、選定方法についても企画提案の内容とする。

ロ 現地見学ツアー開催企画及び開催に必要な手配・調整等業務

下表の開催概要に沿って、現地見学ツアー開催に必要な手配や調整などを行う。

a. 開催時期	契約締結日～令和6年2月の期間、1回(1泊2日)開催する。 (11月頃を想定)
b. 開催規模	参加者上限20名程度(15社程度)
c. 視察先	本県の復興のあゆみを象徴する施設や整備が進む産業団地等、避難指示が解除された自治体、震災後の進出企業、生活環境施設(商業、医療、教育関係の施設)等、具体的な場所をルート設定も含めて提案すること。
d. 宿泊施設等	原則として15市町村内の宿泊施設とすること。 なお、昼食場所の選定については企画提案の内容とする。
e. 情報交換会	宿泊施設等において、参加者同士及び関係各所との情報交換会を開催すること。ただし、別途費用が発生する際は、情報交換会参加者から徴収するものとする。
f. 参加費	無料とする。 ただし、参加者の発着の起点までの旅費、前泊・後泊の宿泊費及び情報交換会において別途費用が発生する際は、参加者の負担とする。
g. その他	企画内容について、発注者から協議を求めることがある。

ハ 現地見学ツアー当日の運營業務

ツアーを円滑に行うため、次の事業を行う。

- 移動手段(バス)及び会場準備(会場手配等含む)
- 訪問先との連絡調整
- 講師等への対応(旅費や謝金等の支払事務を含む。ただし、支払事務は後日速やかに行うこととしても構わない)

- d. 円滑なツアー運営に必要な担当者の配置(バス添乗員を含む)及び円滑な移動の確保
- e. 各種調整(配布資料及びバス車内での説明用資料の手配、参加者の昼食手配等)
- f. 参加者へのアンケート調査(集計業務を含む)
- g. 記録(意見交換・質疑内容、写真撮影等)

ニ 現地見学ツアー開催後の業務

現地見学ツアー開催後、アンケート等により当該地域への進出希望がある旨記載した企業について、フォローアップを行う。具体的なフォローアップ内容を提案すること。

ホ 個別現地案内等について

前記の現地見学ツアーに加え、個別現地案内等(開催日:随時)を希望する企業の掘り起こし(前記6.(1)イの参加者募集業務)を行う。

(2) 企業立地を促進するための各種広報活動

15市町村の産業団地等、福島イノベーション・コースト構想や自治体等の新産業集積に向けての取り組み、国・県等の手厚い優遇制度等を企業経営者等へ幅広くPRするため、周知活動や広報活動を行う。

7 業務実施計画書等

本業務の委託契約締結後、速やかに次の書類を提出し、発注者と協議を行ったうえで業務を実施するものとする。

- (1) 業務実施計画書(業務の実施方法、業務目標等)
- (2) 業務従事者等届(業務管理者及び各業務ごとの担当者)
- (3) 業務実施工程表(工程表)
- (4) 業務管理体制届(情報管理体制、障害発生時及び緊急事態が生じた場合に備えた連絡体制等)

8 成果品等

次のものを成果品として提出すること。

- (1) 業務委託完了報告書
- (2) 業務委託実績報告書(訪問先との質疑、意見交換等の記録等を含む)
- (3) 現地見学ツアー参加者名簿(名称、所属、役職名、連絡先等記載)
- (4) 参加者アンケートの結果
- (5) 本業務において作成した資料等
- (6) その他発注者が受注者と合意のうえ、成果品として提出を求めるもの

提出にあたって、紙(A4版)での提出のほか、電子データ(PDF形式)を収めたCD-R等を1枚提出すること。また、(3)については、オープンデータ(二次利用)として公開されることを前提とし、第三者の知的財産権が関与する内容を報告書に盛り込む場合は、事前に当該権利保有者の了承を得て、報告書内に出典を明記すること。

9 その他補足

- (1) 現地見学ツアー開催にあたっては、必要に応じて、適切な感染防止対策を講じること。
- (2) 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、委託者に帰属するものとする。
- (3) 契約予定者(受託者)は、委託契約書及び仕様書に基づき、業務の詳細について機構と協議のうえ、決定すること。
- (4) 本仕様書に記載のない事項については、契約予定者決定後、委託者と契約予定者(受託者)が誠意をもって協議し、法令を厳守して実施すること。

(5) 契約予定者（受託者）については、企画提案の内容をもって決定する。

以上